

# 法人会ニエス 2011 11

## 江東 ひがし

- ◎平成24年度  
税制改正要望大会…… 2
- ◎初の3部会合同  
一泊研修会……… 4

**がんばろう 日本**

# だから 私は、法人会

- ・ 経営に差がつく。
- ・ 税の知識が身につく。
- ・ 人脈が広がる。

さらにくわしくはWEBへ

[法人会](#) [検索](#)

経営に差がつく税の知識と人脈  
**法人会に入ろう!**

和山堂

**法人会** 法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。災害時は、法人会の仲間が支え合います。

## 24年度 税制改正 要望大会

# 経済活性化と中小企業対策 法人税率の引き下げ／事業承継税制の拡充



主催者挨拶する大橋全法連会長

平成24年度税制改正要望大会が10月6日(木)に横浜市のパシフィコ横浜において、法人会全国大会の式典のプログラムの一部に組み込まれる形で開催され、全国から3千人の会員が参加して行われた。

当日はまず、記念講演として元内閣総理大臣の小泉純一郎氏が「日本の歩むべき道」と題し講演した。

続いての法人会全国大会の式典では、大橋全法連会長の主催者挨拶、川北国税庁長官らの来賓祝辞に続き、税制改正要望大会が開かれ、金田全法連税制委員長(東法連副会長)が平成24年度税制改正に関する提言の趣旨説明が行われ、特に東日本大震災復興関係(別掲)および中小企業関係について次のとおり決議採択された。

### 経済活性化と中小企業対策

#### 1 法人税率の引き下げ Ⅱ 平成23年度税制改正法案に盛り込まれた実効税率5パーセント引き下げの実現。法人税率のさらなる引き下げにより、欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率の実現

2 事業承継税制の拡充 Ⅱ ① 納税猶予制度の要件緩和と充実に創設 ② 親族外承継に対する措置の創設 ③ 「事業用資産を一般資



趣旨説明する金田税制委員長

産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する」本格的な事業承継税制の創設の実現。

なお、この大会で採択された税制改正要望事項は今後、全法連、県連、単位会それぞれに地元選出の国会議員や関係機関に対して陳情活動を行うこととしている。

同大会には、当会からも、松本会長、窪田税制副委員長、中村専務理事が出席した。

## 平成24年度税制改正に関する提言

(東日本大震災復興関係)

### I. 東日本大震災からの復興に向けて

#### 1. 復興財源について

##### (1) 増税を実施する場合の期間

・ 震災からの復興財源は、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。

・ まず不要不急の歳出見直しと無駄の削減を徹底的に実施し、それでも財源が不足する場合には、臨時的な増税もやむを得ないものと考ええる。

・ 増税を実施する場合には、国民の理解を得たうえで復興後の経済の重荷にならないよう極力短期とすべきであり、またその開始時期も景気への影響に十分配慮する必要がある。

##### (2) 増税税目についての留意点

・ 国内産業の空洞化や雇用、消費へ悪影響を及ぼす恐れから、所得税、法人税の増税には問題がある。税制規模と安定性、さらに景気に対する中立性の観点から消費税が最も適していると考ええる。

・ その場合、消費税増税は被災者も同等に負担することになるため、何らかの配慮的な措置を講じるなどの必要がある。

### 2. 震災復興に向けた各種支援の拡充

- (1) 被災地企業の法人税を一定期間、減免
- (2) 固定資産税の弾力的運用
- (3) 特区の創設

# 支部を越えた 会員増強活動に期待

## 支部長会

9月13日(火)にアンフェリシオンで本部役員、支部長及び支部幹部、各支部幹部など90名が参加して支部長会(会員増強決起大会)を開催した。

冒頭、松本会長が「増強目標数達成のために、従来にもまして本部、支部が連携を密にして組織をあげて会員増強活動に臨む」と挨拶された。



挨拶する  
鯨岡担当副会長

続いて、鯨岡組織担当副会長の挨拶の後、来賓として出席された音江東東税務署長、矢部東京税理士会江東東支部長の両氏から当会の会員増強活動に対する激励の挨拶をいただいた。

続いて、細谷組織委員長か

ら会員増強月間は9月〜12月までとし、増強目標数は95社とする旨と、そのための具体的施策の説明があった。

引き続き、法人会の福利厚生制度受託会社である大同生命の渡邊東京支社長から同社としての会員増強への取り組みについて説明の後、昨年度の会員増強活動の実践報告について宮島亀戸東3支部長

が「新設法人にターゲットを絞り積極的にアプローチした結果、1社入会いただき、それに大同生命の外務員の紹介さらには本部のDMにより各1社で合計3社の入会数となり目標数をクリアできた」と話された。

続いて、平成23年度の会員増強の取り組みとして三原大島第4支部長から「大島地区は支部を越えた会員増強活動

に取り組むこととなった。具体的には加入率が50%を下回っている支部を各支部長が未加入企業への訪問等で応援することとしている。具体的な施策は、隔月に支部長合同会議を開催して検討することとしている」と報告された。



増強目標数は95社

会場を移して懇談会が行われ、本年度の会員増強目標数の達成を祈念して、小澤副会長の発声により威勢良くシュプレヒコールをあげた。

# 年末調整等説明会

今年も年末調整の時期となりました。説明会に出席して誤りのない事務を行いましょよう。

▼ 本年の年末調整等説明会は、下記の日程で開催します。

- ▼ 説明内容は次のとおりです。
  - 1 平成二十三年分年末調整のしかた
  - 2 給与支払報告書の記載のしかた
  - 3 法定調書記載のしかた
  - 4 質疑応答

▼ 年末調整等説明会開催のご案内書類の中には、源泉所得税の納付書が一年分同封してあります(納付書の送付について『不要』と選択した者を除く)ので、印字された住所・名称をご確認のうえ、ご使用ください。

▼ 年末調整関係の諸用紙は、同封の請求書にご記入のうえ、受付に提出し、お受け取りください。

## 年末調整等説明会日程表

開催月日	開始時間	地域別等	説明会場
11月11日(金)	用紙配布 午前9時30分~10時00分 説明会 午前10時00分~12時00分	亀戸・東砂	江東区カメラプラザ 3階 カメラホール 江東区亀戸 2-19-1
	用紙配布 午後1時00分~1時45分 説明会 午後1時45分~3時45分	大島・北砂 南砂・新砂	※駐車スペースがあまりありませんので、お車でのご来場は遠慮ください。

# 初の3部会合同一泊研修会開催される

## 講演 京都の老舗17店舗に学ぶ

10月1日(土)から2日(日)にわたり、女性部会、税務研究部会、源泉部会の3部会合同一泊研修会が鬼怒川プラザホテルにおいて、38名が参加して行われた。



講演する 船橋屋 渡辺会長

今回は、昨年まで3部会それぞれに単独で開催してきたものを、他の部会との交流を図るといふ観点から、試行的に実施されたもので、本部長からも松本会長、積田担当副会長が出席した。

当日は、当会の元会長で(株)船橋屋の渡辺孝至会長を講師に迎え、「京都の老舗17店舗に学ぶ」というテーマで講演された。

渡辺会長は冒頭、船橋屋は2百6年続いている老舗であ

るが、当主を引き継ぐにあたり、先代から①信頼できる後継者育成のために努力せよ②一つの事業を成功した時に、自分の力で成し遂げたとうぬぼれを持つな。全ては先祖の汗と努力のたまものであり感謝せよ③事業をより発展させなければ家族、親戚、社員、得意先を大事にせよ。とこの三点について申し送られ、この繰り返して今日の船橋屋があるという。

日本には、創業百年以上の老舗は1万5千件、2百年以上は3千件で、フランスでは老舗は8百件あるものの、諸外国ではあまり老舗というものはなく、日本はズバぬけた老舗大国である。

その理由は、①島国であるため他の国から侵略がない②血族よりも企業の存続を優先する③もの造りを尊ぶ文化と伝統がある。これらが調和さ



講演に聞き入る参加者

れて相乗効果となっている。長引く景気低迷により、老舗といわれる企業にも厳しい経営活動を強いられるところも多々あるが、逆に創業8百年、5百年といった老舗のなかには隆々としているところもある。特に京都にそのようなところが多い。

そのために、渡辺会長は京都に赴き、17店舗の老舗の現在の当主を訪問して、社是、家訓等の企業理念について取材したものを当会の鯨岡副会長

の協力を得て冊子にまとめられた。現在、本誌で連載中の「京都の老舗17店舗に学ぶ」がそれである。(今号は5ページに掲載)

渡辺会長は、これら17店舗に共通していることは倫理観であり、人様がいて自分がいる。だからこそ人様のために役立つ。これが基本であり、儲けを優先するのか世の中の役にたつのかと訊かれたら、後者を選んだ老舗は隆々と続いていると語られた。

渡辺会長が取材する中で、「経営が行き詰まって廃業や事業の転向を考えたこともあったが、家訓、社是という原点に立ち返って経営を実践したところ、立ち直ることができた」と話された当主もいたという。

最後に、17店舗それぞれの社是、家訓を渡辺会長が紹介して講演を結んだ。



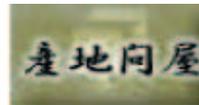
▼震災の夏、全国高校野球選手権大会で、東北代表各校の頑張りは目を

を見張るものだった。その中、10年ぶり2度目の全国制覇を果たしたのは、私の母校日大三高だ。天晴れ！気分高揚！

▼ところで、私は強くないのに酒のない人生は味気ない気がしていたが、昨年前立腺炎を患いアルコールは厳禁！がっかりしていたらノンアルコール飲料が次々発売された。ビールは各社から多数出ていて、本物と飲み比べたら違ってくる。のどろろが、私の様に飲みたくても飲めない者には充分爽快だ。ワイン・カクテル・ウメッシュまであるので味に飽きることもない。高めだった肝臓の数値も下がり始め、意外と良いことづくめなのだ。

▼かくして、後輩球児諸君の健闘を祝してアルコールなしのよく冷えたビールで乾杯したのだった。近頃では酒がなくても精々長生きしたいものだと思ったりしている。(寺)

木村卯兵衛(株) 西陣織物産地問屋  
創業 元文3年、西暦1738年、8代将軍徳川吉宗の代



### 実子継承者の甘えを捨てた積極的経営

現当主、木村氏の談

この木村家と事業は、今までは養子が継承してきたから続いてきたと思っている。従って私は実子であっても半分は養子の意識を持って努めるようにしている。なぜなら、実子というのは、まず“自分があって家や企業がある”という意識を持つ傾向がある。つまり、企業を自分のものとしてとらえて、自分の考えを偏重して失敗することがある。しかし、養子は“家業や事業があって自分がある”というとらえ方をする。したがって私は、まず“家や事業のため”という考え方を大切に、自分のことはその次に考えるようにしている。

### 平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当て

平成 23 年度税制改正法案  
(平成 23 年 1 月 25 日 国会提出)

#### 税制抜本改革の方向性に沿った改正

##### 個人所得課税

- ・ 給与所得控除の上限設定
- ・ 特定支出控除の見直し
- ・ 成年扶養控除の縮減 (低所得者、障害者は存続)
- ・ 短期勤務の役員退職金課税の見直し

##### 法人課税

- ・ 実効税率を 5% 引下げ (法人税率 30% → 25.5%)
- ・ 課税ベースの拡大等
  - 減価償却の見直し
  - 欠損金繰越控除の見直し等
- ・ 中小法人に対する軽減税率の引下げ (18% → 15%)
- ・ 中小企業関係租税特別措置の見直し

##### 資産課税

- ・ 相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- ・ 贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大 (孫)

##### 消費課税

- ・ 地球温暖化対策のための税の導入 (石油石炭税の税率の上乗せ)

#### 政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

- ・ 雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・ 寄附金税制の拡充
- ・ 納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正
- ・ その他納税者利便の向上、課税の適正化等
  - 年金所得者の申告不要制度の創設
  - 航空機燃料税の税率引下げ
  - 租税罰則の見直し等

#### 期限切れ租税特別措置の延長等

##### 〈単純延長〉

- ・ 住宅用家屋の保存、移転登記の登録免許税の軽減
- ・ 農林漁業用 A 重油の石油石炭税の免税、還付 等

##### 〈縮減の上延長〉

- ・ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
- ・ 公害防止用設備の特別償却
- ・ e-Tax による申告の所得税額控除 等

##### 〈拡充の上延長〉

- ・ 離島に係る航空機燃料税の税率軽減
- ・ 中小法人に対する軽減税率 (本則 22% → 特例 18%) 等

※本年 3 月末期限となっていた措置については、つなぎ法案により 6 月末まで単純延長された。

- 現在国会で審議中の平成 23 年度税制改正法案 (所得税等の一部を改正する法律案) を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

〔平成 23 年 6 月 10 日 修正〕



平成 23 年 8 月 31 日  
継続審査

- 別途の新たな法律として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

〔平成 23 年 6 月 10 日 国会提出〕



平成 23 年 6 月 22 日  
可決・成立

# 大島第2支部から 支部研修会スタート

9月22日(木)から大島第2支部を皮切りに支部研修会がスタートした。9月から始まり翌年6月までの10カ月間にわたり20数回開催される。

今回は『その処理、正しいですか?』と題して、法人税・消費税・源泉所得税・印紙税



自身の経験事例を質問する会員

等を事例で学びます。

講師は、江東東税務署の前田上席調査官と男鹿谷調査官です。研修内容が、お土産に持って帰れるものになると確信しておりますので、是非ご

参加ください。

なお各支部での開催月は以下の通りです。

- 9月：大島第2、大島第4、大島第5、大島第6支部。
- 10月：亀戸第1、亀戸第2支部。大島第1、大島第3、大島第7支部。
- 11月：亀戸西3支部、亀戸東3、亀戸第4、亀戸第5、亀戸西6、亀戸東6支部。
- 2月：亀戸第7、亀戸第8支部。南砂第1支部。
- 4月：東砂第1、東砂第2、東砂第3支部。
- 5月：北砂第1、北砂第2、北砂第3、北砂第4支部。亀戸第9支部。
- 6月：南砂第2、南砂第3支部、新砂支部。

# 新春講演会講師は 立花龍司氏

恒例の新春講演会は来年1月24日(火)にアンフェリシオンで開催される。

講師は、コンデিশヨニングコーチの立花龍司氏で演題は「一流に学ぶメンタルトレーニング」(仮題)。

立花氏は、1989年にプロ球団の近鉄バッファローズにコンデিশヨニングコーチ

# 簿記講習会 来年1月から 実施

当会では、経理知識および税知識の普及のために、来年1月から簿記講習会を開催することとなった。

内容的には、仕訳、記帳、決算処理までで、日本商工会議所の3級簿記検定程度のものである。

時間は、1回あたり午後6時から午後8時までの2時間

として入団、以来、故障する選手が激減するという実績を残したことにより信頼を得て、97年にはメジャーリーグ球団のNYメッツとコーチ契約し、日本人初のメジャーリーグコーチとなり、同年オフに帰国し、その後、数々のプロ球団でコンデিশヨニングコーチをつとめた。現在は、筑波大学大学院にてスポーツ医学の研究に携わっている。

詳細については、本誌に折り込まれている案内チラシをご参照ください。

毎週2回(3回の開催で計10回程度の開催を予定している。(明年2月下旬に予定されている日本商工会議所の簿記検定試験までには終了)

講師は、東京税理士会江東東支部所属の税理士が担当し、受講料は会員で1万2千円(テキスト代込み)、会場は江東東法人会館2階研修室で実施する。

詳細については、本誌に折り込まれている案内チラシをご参照ください。

# 記帳指導の ご案内

帳簿のつけ方などについてお困りのことはありませんか。正しい記帳は経営安定の第一歩。ぜひ、当法人会の記帳指導をご利用ください。

①帳簿のつけ方から決算の仕方まで、専門家(税理士)が親切にねいにサポートするので安心です

②記帳指導の指導回数は、記帳の開始から決算の仕方までを1巡とします。

③秘密は厳守されます  
税理士は、税金に関する相談・代理・書類作成を業務とするのが法律で認められた専門家であり、相談・指導の内容について秘密を守る義務を負っています。

④月1回開催(平成24年1月から)。時間は、午前10時(午後3時まで)。詳細は本誌に折り込まれている案内チラシをご参照ください。

# 事務局だより

## 武田事務局長が退職

当会事務局長武田清一氏が去る9月末日をもって退職された。

武田氏は、平成5年1月21日に当会に就職されて以来、今日まで献身的に当会の発展に尽力された。心から感謝申し上げます。

## 震災募金を江東区へ寄付

東日本大震災発生に伴って、当会でも諸会合を通じて、会員、役員等に対して募金を募った結果、合計で11万8千3百50円が集まり、去る6月23日に江東区へ全額を寄付した。(江東区を通じて日本赤十字社へ)皆様に感謝申しあげます。



# 都税だより

## 固定資産税・都市計画税の減免(減額)について

### 小規模非住宅用地の減免

対象：一画地における非住宅用地が四百㎡以下であるもののうち、二百㎡までの部分  
個人又は資本金一億円以下の法人

### 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

対象：昭和57年1月1日からある家を27年12月31日までの間に一定要件を満たす新築又は改修を行った場合  
省エネ改修をした住宅

対象：20年1月1日以前からある住宅で25年3月31日までの間に一定の要件を満たす省エネ改修を行った住宅  
バリアフリー改修をした住宅

対象：19年1月1日以前からある住宅で25年3月31日までの間に一定の要件を満たすバリアフリー改修を行った住宅

## 江東都税事務所

03(3637)7121

# 行事予定

## 11月

1日(火)	亀戸西3・東3支部合同研修会	午後6時	亀戸西地区集会所
2日(水)	亀戸第4支部研修会	午後6時	亀戸北地区集会所
7日(月)	源泉部会研修会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署・江東区各担当官	午前10時と午後1時30分	江東東税務署 会議室
10日(木)	税を考える週間記念講演会・会員大会 内容 税について考える 講師 音政次江東東税務署長	午後4時	亀戸天神社
11日(金)	年末調整説明会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署・江東区各担当官	午前10時と午後1時45分	カメラアブラザル ホール
15日(火)	納税表彰式	午後3時	カメラアブラザル ホール
20日(日)	ウォーキング教室と東京スカイツリー周辺ウォーク	午前9時	文泉公園 (スタート)
21日(月)	亀戸西6・東6支部合同研修会	午後6時	亀戸西6町会会館
22日(火)	新設法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会議室
24日(木)	亀戸第5支部研修会	午後6時	亀戸5丁目町会館

## 12月

2日(金)	税務研究部会研修会	午後3時	法人会館
7日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会議室
9日(金)	第419回理事会	午後3時	ホテルイースト21 東京
16日(金)	女性部会研修会	午後4時	香取神社

## 1月

11日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	法人会館
17日(火)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館
24日(金)	新春講演会	午後4時	アンフェリシオン
24日(金)	新年賀詞交歓会(税務親和会主催)	午後5時45分	アンフェリシオン

- ◎支部研修会の内容は次のとおりです。(各支部共通)  
内容 事例で学ぶ(法人・消費・源泉・印紙税)「その処理、正しいですか?」  
講師 江東東税務署担当官
- ◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっていますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。
- ◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。☎03(3684)2303

管内法人数 5,011社 法人会員数 2,194社 加入率 43.78% (平成23年9月30日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>



この印刷物は、環境に配慮した  
素材と工場で製造されています。